

## 地域猫活動の妨害行為についての意見書（公開質問状）

二本松アニマルポリス  
〒960-8066 福島市矢剣町11-3  
星野節子  
024-563-7650(tel fax)  
Yahoo!から『二本松アニマルポリス』で検索できます

当方は、動物福祉ボランティアのネットワークで、ホームレス猫（以下、猫と略）を合憲合法かつ道義的に減らす活動を行っております。去勢避妊を怠った給餌は、猫を更に増やし、動物福祉にも反しますので「健康体の猫へは必ず去勢避妊を受けさせてください。去勢避妊ができない方は、給餌しないでください」と啓発しております。僭越ながら以下に意見を述べさせていただきます。

### 《意見書》

- 1、日本国憲法（最高法）の基本は『公共の福祉に寄与すること』ですが、猫を嫌いという理由だけで、公共の福祉に反する行動をとっても良いのでしょうか。
- 2、私たちは公益活動の妨害をされ、大変、迷惑しています。
- 3、あなたは、なぜ、猫を助けようとしないのですか？
- 4、あなたの家の周辺に現れた不幸な猫ですから、本来、あなたが助けるべきではありませんか？ 遠方の人がわざわざ給餌に来るのは、あなたが助けようとしないからでは？
- 5、『猫へエサをやるな』という看板を見た子供が「猫が死んじゃうよ～可哀想だよ～」と泣きじゃくったのです。給餌妨害は子供の心を傷つけませんか？
- 6、猫が増えた原因は人間の側にあるにも拘わらず、猫自身に罪があるかのごとく、猫を虐めるのは道義的には間違いですし、法的には違法・違憲です。

7、有志へ全ての責任をなすりつけるのは、義務のないことを背負わずで強要の罪（刑23条）にあたります。

8、車に傷をつけられたという方は証拠はありますか？ 嘘について有志へ損害賠償責任を問うことは詐欺になります。また、猫を捨てたわけでもない有志へ、車の傷の損害賠償責務がありますか？ ホームレス猫については、猫を好き嫌いに関係なく、地域の皆で、フン始末も含めて、給餌・去勢避妊・病気時の世話をする地域猫活動を。

9、猫が増えた原因は、

ア、遺棄した人間がいる（一般飼い主または動物商）。

イ、産ませて増えた命を、次々に家から追い払ってノラ化させた人がいる。

ウ、未手術で給餌する人がいる（これについては手術したくても捕獲器を置くことすらままならず、できないこともあるが、大半はひとりよがりの間違った愛護）

エ、政治家が悪い飼い主や動物商に甘く、正しい法律を作ろうとしない。

オ、役所が悪い飼い主や動物商に迎合し、啓発責務に反し、公務員法に反する行いを平気で行っている。

が要因ですが、あなたは日頃、猫が増えないよう正しい努力をされていますか？

10、9のウの、捕獲器を置くことすらままならない状況とは、今すぐ猫を消して（殺して）しまいたいという非情な人が、一代限りの命の尊重すら憎悪し、捕獲器を置くことすら妨害します。給餌妨害・虐待等による猫減らしは、刑務所へ入れられることもあります。

11、「フンで迷惑している」という方にお聞きします。辞書でフンを調べると「迷惑なもの」とは載っていませんし、私たちはフンを見たからといって猫を排除しようとは思いません。つまり感性による受け止め方の違いなのです。あなたは猫のフンを見たときに“帰る家のない可哀想な動物がいて気の毒だ”と思わないのでしょうか？

12、地域猫活動は、猫を好き嫌いに関係なく、合憲・合法かつ道義的に猫を減らしていく公益活動ですので、本来、国民の全てが参加すべきものです。参加を強制はしませんが邪魔をする権利はありません。あるなら、道義的根拠・法的根拠を示してくださいませんか？

以上